

手すり先行工法に関するガイドライン抜粋

●手すり先行工法に関するガイドライン

第1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令と相まって、足場の設置を必要とする建設工事において、手すり先行工法による足場の組立、解体又は変更の作業（以下「足場の組立等の作業」という。）を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を使用することにより、労働者の足場からの墜落等を防止し、併せて快適な職場環境の形成に資することを目的とする。

足場の組立・解体・変更を行う場合は手すり先行工法で行いなさい。
足場を使う労働者の安全の為に働きやすい安心感のある足場にいなさい。

第2 適用対象

本ガイドラインは、足場の設置を必要とする建設工事（軒の高さ10メートル未満の木造家屋等低層住宅建築工事を除く。）に適用する。

10mを超える足場の組立・解体・変更の作業は手すり先行工法で行いなさい。

第3 手すり先行工法の定義

本ガイドラインで示す「手すり先行工法」とは、建設工事において、足場の組立て等の作業を行うに当たり、労働者が足場の作業床に乗る前に、「手すり先行工法による足場設置基準」（以下「足場設置基準」という。）に基づいて、該作業床の端となる箇所に適切な手すりを先行して設置し、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端の手すりを残置して行う工法をいう。

組立時上層に手すりを先行させてから作業床を取付けること。
解体時作業床を取り外してから上層の手すりを外すこと。
詳細は手すり先行工法による足場設置基準にて

第4 事業者等の責務

事業者は、労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、本ガイドラインに基づき、足場の組立て等の作業を行い、かつ、働きやすい安心感のある足場を使用することにより、建設工事における墜落等による労働災害の一層の防止に努めるものとする。

労働者は、労働安全衛生関係法令に定める労働者が守るべき事項を遵守するとともに、事業者が本ガイドラインに基づいて行う措置に協力することにより、建設工事における墜落等による労働災害の防止に努めるものとする。

事業者、労働者共に協力し、手すり先行工法を用い働きやすい安心感のある足場を使用し、労働災害を防止しなさい。
働きやすい安心感のある足場とは？ ⇒ 詳細は手すり先行工法による足場設置基準にて

●手すり先行工法に関するガイドライン

1 手すり先行工法による足場の組立て等の基準

(1)趣旨

足場の組立て、解体又は変更の作業においては、労働安全衛生規則第563条、564条等の足場に関する労働安全衛生関係法令の規定を遵守した上で、さらに労働者が足場から墜落する危険を減少させるため、以下の基準を満たす手すり先行工法によることが必要である。

従来からの労働安全衛生関係法令の規定を遵守すること。加えて手すり先行工法を用いなさい。

(2) 手すり先行工法の種類

次のいずれかの方式を採用すること

ア 手すり先送り方式

足場の組立て、解体又は変更の作業において、足場の最上層に床付き布わくを等の作業床（以下「作業床」という。）を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、建わくの脚柱等に沿って上下スライド等が可能な手すり又は手すりわく（以下「先送り手すり機材」という。）を当該作業床の端となる箇所に先行して設置する方式であって、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端の先送り機材を残置して行う方式である。先送り手すり機材は、最上層より一層下の作業床上で上下スライド等の方法により最上層に取付け又は取り外しができるものであり、一般に最上層のみに設置されるものである。

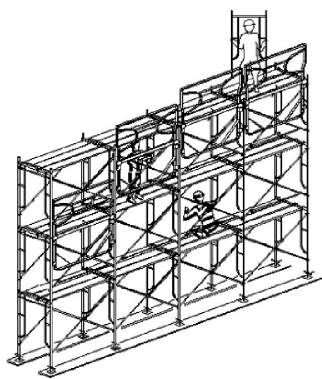
イ 手すり据置き方式

足場の組立て、解体又は変更の作業において、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、据置型の手すり又は手すりわく（以下「据置手すり機材」という。）を当該作業床の端となる箇所に先行して設置する方式であって、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端の先送り機材を残置して行う方式である。据置手すり機材は、最上層より一層下の作業床から最上層に取付け又は取り外しができる機能を有しており、一般に足場の全層の片側構面に設置されるものである。

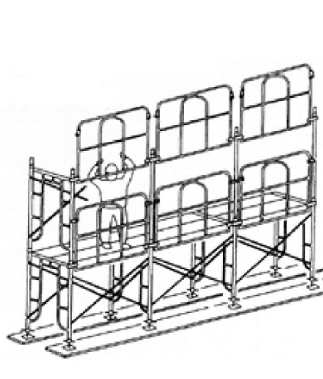
ウ 手すり先行専用足場方式

鋼管足場用の部材及び付属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等であって、足場の最上段に作業床を取り付ける前に、当該作業床の端となる箇所に、最上層より一層下の作業床上から手すりの機能を有する部材を設置することができ、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端に手すりの機能を有する部材を残置して行うことができる構造の手すり先行専用のシステム足場による方式である。

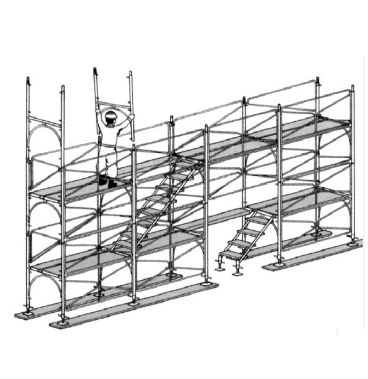
先送り方式、据置方式、先行専用足場方式の3タイプがある。共に最上層より一層下の作業床上で最上層に取付け、取り外しができるもの。

先送り方式

数量が少ない
運送費が少ない
取付け手間が少ない
支保工に使える

据置き方式

数量が多い
運送費がかかる
取付け手間が大
広い保管場所がある

先行専用足場方式

数量が少ない
運送費がかかる
取付け手間が大
支保工に使える

2 働きやすい安心感のある足場の基準**(1) 趣旨**

足場上の高い緊張状態が要求される作業を改善するためには、関連する労働安全衛生関係法令の全ての規定を満たした上で、以下の基準を満たす働きやすい安心感のある足場とすることが重要である。

(2) 働きやすい安心感のある足場の種類

次のいずれかを採用すること。

ア 手すり先行専用足場型

1の(2)のイ又はウの方式で組立てられた足場であって、(3)に示す二段手すり及び巾木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられているものをいう。

巾木の機能を備えた手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式で組立てられた足場。 ⇒
現在巾木の機能を備えた方式は無い。別途巾木を取付ける必要がある。結果的に次の改善措置機材設置型になる。

イ 改善措置機材設置型

1の(2)に示す方法で組み立てられた足場(アの手すり先行専用足場型に該当するものを除く。)であって、当該足場の設置状況に応じて(3)に示す改善措置機材(「足場上の緊張状態を改善するために有効な機材」をいう。以下同じ。)のいずれか又は複数のものを取り付けただけのものをいう。

次の改善措置機材を取付けた、手すり先送り方式、手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式で組立てられた足場。

(3) 改善措置機材の種類、使用方法

ア 二段手すり

高さ90センチメートル以上で中さんを有する丈夫な手すりをいい、わく組足場の交さ筋違と同一構面に設置するときは、交さ筋違を取り外して使用しないこと。

イ 上さん

交さ筋違の取付け位置が低いときに交さ筋違のヒンジピンの高さ以上に取り付ける丈夫な横さんをいい、交さ筋違を取り外して使用しないこと。

ウ 下さん

交さ筋違の取付け位置が高いときに交さ筋違のヒンジピンの高さより下方に取り付ける丈夫な横さんをいい、交さ筋違を取り外して使用しないこと。

エ 手すり枠

二段手すりの機能を有するわく状の丈夫な手すりをいい、交さ筋違を取り外して使用するものにあっては、1の(3)のイによること。

オ 幅木

作業床の外縁に取り付ける木製又は金属製の板をいい、必要な強度を有し、かつ、高さが10センチメートル以上のものであること。

カ ネットフレーム及び金網

足場の構面に設置し、二段手すりと同機能を有するものをいい、性能は、別表の「ネットフレームの性能」によるものとし、わく組足場の交さ筋違と同一構面に設置するときは、交さ筋違を取り外して使用しないこと。

キ メッシュシート

足場等の仮設構造物の外側構面に設け、物体が当該構面を超えて落下することを防止する為に用いる網をいい、性能は、別表の「メッシュシートの性能」によるものとし、「メッシュシートの使用方法」により使用すること。

ク 安全ネット

足場と躯体との間に水平に張って使用する網をいい、性能は、別表の「安全ネットの性能」によるものであること。

ケ その他の改善措置機材

アからクの機材と同等以上の機能を有するアからク以外の改善措置機材をいい、当該改善措置機材の製造者の定める使用方法等により使用すること。

●手すり先行工法に関するガイドラインに準じた足場

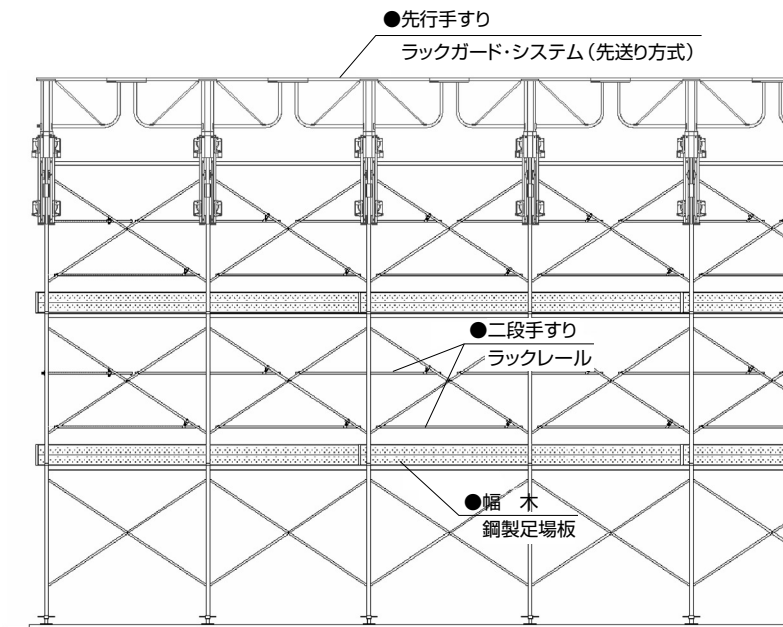
安全に!

経済的に!

早く!

手すり先行足場
働きやすい安心感のある足場

を実現するには



- 先行手すり 先送り方式は使用数量が少なく良いので、運送費、工費が抑えられます。ラックガード・システムを採用することにより一層の安全と手間の軽減ができます。

『働きやすい安心感のある足場』の為に墜落防止と落下物防止に二段手すりと幅木を取付けます。

- 二段手すり 『働きやすい安心感のある足場』の為に改善措置機材です。足場を使う人の墜落を防止します。ラックレールは手早く簡単に低コストで設置できます。
- 幅木 現状で巾木は従来からの鋼製足場板を使用する方法が手間、コストを抑えるには最良の選択です。

